

9 事務分掌

(1) 消防本部

課共通事務

- (1) 所掌事務の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 所掌事務についての条例、規則、訓令等の制定改廃に係る発案に関すること。
- (3) 所掌事務についての議会に提出すべき議案の発案に関すること。
- (4) 所掌事務についての文書の整理に関すること。
- (5) 所掌事務に係る契約に関すること。
- (6) 使用中の物品の保管管理に関すること。
- (7) その他消防長が必要と認めて命じたこと。

消防総務課

庶務係

- (1) 本部内の実施計画事業の調整（事業調整及び進行管理）に関すること。
- (2) 本部内の予算経理の調整（予算調整及び進行管理）に関すること。
- (3) 本部内の事務の連絡調整に関すること。
- (4) 本部の組織、制度及び職務権限に関すること。
- (5) 消防職員の任免、服務、分限、懲戒その他身分に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 消防関係例規の制定、改廃に関すること。
- (8) 消防職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (9) 消防職員の研修に関すること。
- (10) 消防職員の勤務成績の評定に関すること。
- (11) 消防職員の褒章及び表彰に関すること。
- (12) 消防年報に関すること。
- (13) 消防統計及び広報に関すること。
- (14) 消防行政の企画及び総合調整に関すること。
- (15) 消防職員委員会に関すること。
- (16) 消防職員の人事に関すること。
- (17) 消防職員の貸与被服及び貸与物品に関すること。
- (18) 常備消防予算の編成及び執行に関すること。
- (19) その他庶務事務及び他課の所管に属しない事項

通信指令係

- (1) 水火災その他の災害及び救急業務に係る受報及び出動指令に関する事。
- (2) 消防隊の統制的指揮運用及び応援要請に関する事。
- (3) 電話交換業務に関する事。
- (4) 消防通信の計画、配置、運用及び改善並びに消防通信施設の維持管理に関する事。
- (5) 通信勤務員の通信技術の訓練及び指導に関する事。
- (6) 気象情報その他消防気象に関する事。
- (7) 火災警報に関する事。
- (8) 各種警報、情報及び非常招集の伝達に関する事。
- (9) 消防資料の入出力に関する事。
- (10) その他通信指令業務に関する事。

予防課

予防係

- (1) 災害予防知識の普及及び啓発に関する事。
- (2) 火災予防査察に関する事。
- (3) 建築同意事務に関する事。
- (4) 消防用設備等の設置に関する指導及び規制に関する事。
- (5) 出水市火災予防条例（平成18年出水市条例第175号）に基づく諸届認可等に関する事。
- (6) 防火管理者の育成及び指導に関する事。
- (7) 消防広報に関する事。
- (8) 火災の調査に関する事。
- (9) 火災統計及び報告に関する事。
- (10) 諸証明に関する事。
- (11) その他予防に関する事。

危険物係

- (1) 危険物関係の許認可及び取締り指導に関する事。
- (2) 危険物安全協会の育成指導に関する事。
- (3) 液化石油ガス及び高圧ガスの保安に関する事。
- (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項に基づく煙火消費の許可に関する事。
- (5) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成指導に関する事。
- (6) その他危険物に関する事。

警防課

警防係

- (1) 消防計画に関すること。
- (2) 水火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- (3) 消防車両及び機械器具の整備計画に関すること。
- (4) 消防車両及び機械器具の整備及び維持管理に関すること。
- (5) 消防機械器具の研究改善に関すること。
- (6) 機関員の安全運転教育に関すること。
- (7) 消防車両等の燃料に関すること。
- (8) 消防水利の設置及び維持管理等に関すること。
- (9) 潜水隊に関すること。
- (10) 職員の警防訓練に関すること。
- (11) 災害統計に関すること。
- (12) 開発行為に関すること。
- (13) 応援協定に関すること。
- (14) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (15) 救急業務に関すること。
- (16) 救助業務に関すること。
- (17) 救急救助統計に関すること。
- (18) 職員の救急救助訓練に関すること。
- (19) 医師会及び医療機関等との連絡調整に関すること。
- (20) その他警防及び救急救助に関すること。

消防団係

- (1) 消防協会事務に関すること。
- (2) 消防団施設（車庫、消防車両及び機械器具等）の整備計画に関すること。
- (3) 消防団の車庫、車両及び機械器具の維持管理に関すること。
- (4) 消防団車両等の燃料に関すること。
- (5) 消防団の組織に関すること。
- (6) 消防団員の公務災害補償及び退職報償金に関すること。
- (7) 消防団員の任免及び表彰に関すること。
- (8) 消防団の会議等に関すること。
- (9) 消防団員の研修訓練に関すること。
- (10) 消防団機関員の安全運転教育に関すること。
- (11) 消防団員の被服及び貸与品に関すること。
- (12) 非常備消防予算の編成及び執行に関すること。
- (13) その他消防団に関すること。

(2) 消防署

庶務係

- (1) 消防関係例規の制定、改廃等に関する事。
- (2) 消防職員の研修に関する事。
- (3) 消防職員の褒章及び表彰に関する事。
- (4) 消防年報に関する事。
- (5) 消防統計及び広報に関する事。
- (6) 消防職員委員会に関する事。
- (7) 消防職員の貸与被服及び貸与物品に関する事。
- (8) その他他の係に属しない事項

通信指令係

- (1) 水火災その他の災害及び救急業務に係る受報及び出動指令に関する事。
- (2) 消防隊の統制的指揮運用及び応援要請に関する事。
- (3) 電話交換業務に関する事。
- (4) 消防通信の計画、配置、運用及び改善並びに消防通信施設の維持管理に関する事。
- (5) 通信勤務員の通信技術の訓練及び指導に関する事。
- (6) 気象情報その他消防気象に関する事。
- (7) 火災警報に関する事。
- (8) 各種警報、情報及び非常招集の伝達に関する事。
- (9) 消防資料の入出力に関する事。
- (10) その他通信指令業務に関する事。

予防係

- (1) 災害予防知識の普及及び啓発に関する事。
- (2) 火災予防査察に関する事。
- (3) 建築同意事務に関する事。
- (4) 消防用設備等の設置に関する指導及び規制に関する事。
- (5) 出水市火災予防条例（平成18年出水市条例第175号）に基づく諸届認可等に関する事。
- (6) 防火管理者の育成及び指導に関する事。
- (7) 消防広報に関する事。
- (8) 火災の調査に関する事。
- (9) 火災統計及び報告に関する事。
- (10) 諸証明に関する事。
- (11) その他予防に関する事。

危険物係

- (1) 危険物関係の許認可及び取締り指導に関すること。
- (2) 危険物安全協会の育成指導に関すること。
- (3) 液化石油ガス及び高圧ガスの保安に関すること。
- (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項に基づく煙火消費の許可等に関すること。
- (5) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成指導に関すること。
- (6) その他危険物に関すること。

警防係

- (1) 消防計画に関すること。
- (2) 水火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- (3) 消防車両及び機械器具の整備計画に関すること。
- (4) 消防車両及び機械器具の整備及び維持管理に関すること。
- (5) 消防機械器具の研究改善に関すること。
- (6) 機関員の安全運転教育に関すること。
- (7) 消防車両等の燃料に関すること。
- (8) 消防水利の設置及び維持管理等に関すること。
- (9) 潜水隊に関すること。
- (10) 職員の警防訓練に関すること。
- (11) 災害統計に関すること。
- (12) 開発行為に関すること。
- (13) 応援協定に関すること。
- (14) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (15) 救急業務に関すること。
- (16) 救助業務に関すること。
- (17) 救急救助統計に関すること。
- (18) 職員の救急救助訓練に関すること。
- (19) 医師会及び医療機関等との連絡調整に関すること。
- (20) その他警防及び救急救助に関すること。

消防団係

- (1) 消防協会事務に関すること。
- (2) 消防団施設（車庫、消防車両及び機械器具等）の整備計画に関すること。
- (3) 消防団の車庫、車両及び機械器具の維持管理に関すること。
- (4) 消防団車両等の燃料に関すること。
- (5) 消防団の組織に関すること。
- (6) 消防団員の公務災害補償及び退職報償金に関すること。
- (7) 消防団員の任免及び表彰に関すること。
- (8) 消防団の会議等に関すること。
- (9) 消防団員の研修訓練に関すること。
- (10) 消防団機関員の安全運転教育に関すること。
- (11) 消防団員の被服及び貸与品に関すること。
- (12) 非常備消防予算の編成及び執行に関すること。
- (13) その他消防団に関すること。

10 消防庁舎の概要

(消防本部・署)

位 置	鹿児島県出水市緑町50番2号
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	4,866.90㎡
建築面積	860.29㎡
延面積	1,361.00㎡
床面積	1階 801.00㎡ 書庫、車庫、消防仮眠室、救急仮眠室、待機室、厨房、食堂、他 2階 560.00㎡ 消防長室、事務室、大会議室、通信指令室、機械室、他
竣工年月	平成元年6月

(訓練塔)

構 造	鉄筋コンクリート造5階建
建築面積	27.00㎡
延面積	135.00㎡
高 さ	16.00㎡
竣工年月	平成元年12月

(分 署)

位 置	鹿児島県出水市高尾野町下高尾野1710番地1
構 造	鉄筋コンクリート造一部2階建
敷地面積	2,877.00㎡
建築面積	441.26㎡
延面積	495.89㎡
床面積	1階 415.89㎡ 事務室、会議室、車庫、仮眠室、待機室、調理室、浴室、他 2階 80.00㎡(訓練補助塔) 訓練室

(訓練塔)

構 造	鉄骨造2階建
建築面積	33.94㎡
延面積	50.00㎡
高 さ	8.17㎡
竣工年月	平成14年3月8日 (庁舎及び訓練塔)